

昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
1	P4	第1章 総論 第2 計画の位置づけ	図1－1 本計画の位置づけが解りにくい。	内容を整理し図1－1を修正します。
2	P29	第2章 ごみ処理事業の現状と課題 第3 ごみ減量化等の施策 1 資源の拠点回収	市が推進している古着・古布の拠点回収の現在までの検証結果はどうなっているのか。また、古着・古布の戸別収集はどうなのか。	古着・古布の拠点回収の実績はP29に掲載のとおりです。引き続き拠点回収の充実に努めるようごみ対策課に伝えます。
3	P30	第2章 ごみ処理事業の現状と課題 第3 ごみ減量化等の施策 2 コンポスト容器等の補助	市が推進しているダンボールコンポストの現在までの検証結果はどうなっているのか。	ダンボールコンポストに対する補助実績はP30に掲載のとおりです。今後も講習会を開催するなど、利用者拡大に努めるようごみ対策課に伝えます。
4	P31	第2章 ごみ処理事業の現状と課題 第3 ごみ減量化等の施策	廃棄物減量等推進員の活用について、新たなシステムも必要なのではないか。	いただいたご意見を参考に、廃棄物減量等推進員の活動の場や選出方法等について、次期推進員の選出までに検討するようごみ対策課に伝えます。
5		4 廃棄物減量等推進員の委嘱	廃棄物減量等推進員の活動状況が市民にはわかりにくい。研修会等を実施し、積極的に活動できるよう市から情報提供や活動の指針を示しても良いのではないか。	廃棄物減量等推進員が積極的に活動するため研修会等を開催すること、さらにその活動状況をホームページ等に掲載するようごみ対策課に伝えます。
6		第2章 ごみ処理事業の現状と課題 第3 ごみ減量化等の施策 5 昭島リサイクル通信の発行	リサイクル通信の内容や配布方法について検証の必要がある。	いただいたご意見を参考に、次年度以降の昭島リサイクル通信のあり方について検討するようごみ対策課に伝えます。
7	P53	第2章 ごみ処理事業の現状と課題 第6 ごみ処理行政における課題 10 ごみ処理施設の将来展望	各自治体がそれぞれ焼却施設を持つことは非効率的である。将来的に広域化などは考えられないのか。	国や都道府県において、ごみ処理の広域化及び集約化に係る計画を策定する動きがあり、多摩地域においても、都と市町村が連携し、検討を行っています。こうした状況を踏まえ、現清掃センターの状況を見極めながら、新施設の将来展望について早期に一定の方針を示すよう、清掃施設担当に伝えます。
8	P68	第4章 ごみ処理基本計画 第3 具体的な施策の内容	ごみ減量のため市民が納得できる具体的な施策が必要である。	ごみ減量のため、具体的な計画となるよう審議してまいりましたが、さらに具体的な施策を検討するようごみ対策課に伝えます。
9			SDGsとの関連付けを明記したほうが良いのではないか。	SDGsとの関連がわかるよう、基本施策に該当する目標のアイコンを明記します。

10	P68	第4章 ごみ処理 基本計画 第3 具体的な施策の内容 1 3R（特に発生抑制【リデュース】）の推進	コンポスト容器でできた堆肥を回収するシステムを確立したらどうか。また、消滅型の容器も補助対象としたらどうか。	コンポスト容器でできた堆肥の回収及び新たな容器を補助対象に加えることについて検討するようごみ対策課に伝えます。
11	P69		拡大生産者責任について、国への要請を更に強化すべきである。また、市民への啓発も強化してほしい。	今後も国や都へ繰り返し要請を行い、その内容をホームページ等に掲載するなど、市民への周知啓発に努めるよう、ごみ対策課に伝えます。
12	P73	第4章 ごみ処理 基本計画 第3 具体的な施策の内容 3 適正処理の推進	将来を見据えた焼却施設整備計画の策定について、カーボンニュートラル実現のため、早急に検討を開始してほしい。	市では、焼却施設整備計画策定に向けた基本調査を令和3年度に実施したところであり、当該調査の結果を基に早期に一定の方針を示すよう清掃施設担当に伝えます。
13	P77	第4章 ごみ処理 基本計画 第4 食品ロス削減推進計画	食品ロス削減について、事業者にも市が積極的に呼びかける必要がある。	市民・事業者・市が連携しながら、P78食品ロス削減推進計画の具体的な施策を実行することにより、食品ロスの削減を推進するようごみ対策課に伝えます。
14		全般	ポイ捨てされたごみが川から海に流れ海洋プラスチックにつながっている。ポイ捨てをしないようプラスチックー1運動と関連付けて全市民に周知してほしい。	プラスチックー1運動の更なる普及のため啓発を強化するとともに、ポイ捨てをしないことについても、ホームページ等に掲載し、粘り強く啓発するようごみ対策課に伝えます。